

労働条件の不利益変更

平成29年6月26日

担当：脇

第1 事案の概要

就業規則・賃金規程の改定の依頼。

第2 労働条件の不利益変更

1 不利益変更

労働条件の不利益変更は、労働者の同意がない限り許されない（労契法9条）。

変更後の就業規則に合理性・周知性があれば、変更後の就業規則による労働条件に変更される（労契法10条）。

- ① 従業員の同意がある場合：当該同意が真摯になされたものであるかどうか
- ② 従業員の同意がない場合：当該変更の内容に合理性があり、手続面において周知が尽くされているかどうか

第3 判例の検討

1 不利益がないとされた場合

- ① 最判昭43.12.25（秋北バス事件）
- ② 東京地平19.5.25（日本工業新聞社事件）

2 不利益の程度が僅少とされた場合

- ① 東京地平6.3.31（空港環境整備協会事件）
- ② 最判平9.2.28（第四銀行事件）
- ③ 大阪地平12.2.28（ハクスイテック事件）
- ④ 最判平12.9.12（北都銀行事件）
- ⑤ 大分地平13.10.1（九州運送事件）
- ⑥ 東京地平16.3.9（更生会社新潟鐵工所）
- ⑦ 東京高平18.6.22（ノイズ研究所事件）

3 重大な不利益とされたもの

- ① 最判平12.9.7（みちのく銀行事件）
- ② 東京高平13.12.11（八王子信用金庫事件）
- ③ 東京地八王子支部平14.6.17（キヨーイクソフト事件）
- ④ 大阪高平19.1.19（クリスタル観光バス事件）

第4 考察

以上